

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年4月2日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2555

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 グループ管理部門統括 安田昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5458)8310

【事務連絡者氏名】 グループ法務部長 川崎友紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監督機能およびコーポレートガバナンス体制のより一層の強化と、さらなる企業価値向上を目的として、第27条の監査等委員の員数を5名以内から7名以内に増員。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件

次の者を取締役として選任

熊谷正寿氏、安田昌史氏、西山裕之氏、相浦一成氏、伊藤正氏、山下浩史氏、有澤克己氏、堀内敏明氏、新井輝洋氏、林泰生氏、児玉公宏氏、中條一郎氏、橋口誠氏、福井敦子氏、金子岳人氏及び稲垣法子氏

第3号議案 監査等委員4名選任の件

次の者を監査等委員として選任

橋弘一氏、小倉啓吾氏、郡司掛孝氏及び増田要氏

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額15億円以内と設定

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 定款の一部変更の件 | 901,922 | 27,565 | 0 | (注)1 | 可決 97.03 |
| 第2号議案 取締役16名選任の件 | | | | | |
| 熊谷正寿 | 703,915 | 225,571 | 0 | | 可決 75.73 |
| 安田昌史 | 821,977 | 107,510 | 0 | | 可決 88.43 |
| 西山裕之 | 823,335 | 106,152 | 0 | | 可決 88.57 |
| 相浦一成 | 823,590 | 105,897 | 0 | | 可決 88.60 |
| 伊藤正 | 823,337 | 106,150 | 0 | | 可決 88.57 |
| 山下浩史 | 823,565 | 105,922 | 0 | | 可決 88.60 |
| 有澤克己 | 823,476 | 106,011 | 0 | | 可決 88.59 |
| 堀内敏明 | 823,607 | 105,880 | 0 | (注)2 | 可決 88.60 |
| 新井輝洋 | 823,524 | 105,963 | 0 | | 可決 88.59 |
| 林泰生 | 823,595 | 105,892 | 0 | | 可決 88.60 |
| 児玉公宏 | 823,600 | 105,887 | 0 | | 可決 88.60 |
| 中條一郎 | 823,606 | 105,881 | 0 | | 可決 88.60 |

| | | | | | |
|------|---------|---------|---|----|-------|
| 橋口誠 | 816,462 | 113,025 | 0 | 可決 | 87.83 |
| 福井敦子 | 823,598 | 105,889 | 0 | 可決 | 88.60 |
| 金子岳人 | 823,585 | 105,902 | 0 | 可決 | 88.60 |
| 稲垣法子 | 834,817 | 94,670 | 0 | 可決 | 89.81 |

| | | | | | |
|--|---------|---------|----|------|----------|
| 第3号議案 監査等委員4名選任 の件 | | | | | |
| 橋弘一 | 808,735 | 80,751 | 0 | (注)2 | 可決 87.00 |
| 小倉啓吾 | 816,583 | 112,903 | 0 | | 可決 87.85 |
| 郡司掛孝 | 827,410 | 102,076 | 0 | | 可決 89.01 |
| 増田要 | 827,584 | 101,902 | 0 | | 可決 89.03 |
| 第4号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬額設定 の件 | 882,248 | 47,212 | 29 | (注)3 | 可決 94.91 |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。